

令和元年度
地区長・副地区長会議

日 時 令和元年9月1日(日) 午後1時00分

場 所 愛知県歯科技工士会館

令和元年度 事業日程予定表

| 月 | 日 | 曜日 | 行 事 | 月 | 日 | 曜日 | 行 事 | | | |
|-------|-----|-----|--|----------|---|-----|---|---|---|--|
| 4 | 4 | 木 | ADTAトレーニングセンター実行委員会 | 10 | 6 | 日 | 理事会・地区長副地区長会議 第5回ADTAトレーニングセンター 会員家族親睦ボウリング大会 | | | |
| | 7 | 日 | 理事会・地区長副地区長会議 | | 12・13 | 土・日 | | | | |
| | 11 | 木 | デンタルファミリー余技総合展反省会並びに懇親会 | | 20 | 日 | | | | |
| | 14 | 日 | 歯科技工管理・組織・厚生部代表委員会 広報部代表委員会・会計部代表委員会 役員選挙管理委員会 | | 27 | 日 | | | | |
| | 16 | 火 | あいち技能五輪・アビリンピック推進協議会 第3回総会 | | | | | | | |
| | 18 | 木 | 歯科技工士法制定65周年社団法人設立50周年 記念事業準備委員会（表彰委員会・式典祝賀 会委員会・会計委員会） | | | | | | | |
| 5 | 9 | 木 | 歯科技工士養成校連絡協議会 | 11 | 2・3 | 土・日 | 日本歯科技工学会 第41回学術大会 どうぶつブクブクフェア 理事会・地区長副地区長会議 歯科技工所管理者等講習会 第6回ADTAトレーニングセンター 愛知県知事感謝状及び愛知県歯科医師会会長表彰受賞式 | | | |
| | 12 | 日 | 資格審査・議事運営・選挙管理合同委員会 | | 3 | 日・祝 | | | | |
| | 16 | 木 | 会計監査 | | 10 | 日 | | | | |
| | 17 | 金 | 愛知県・豊橋市総合防災訓練第2回総会会議 | | 17 | 日 | | | | |
| | 19 | 日 | 学術部代表委員会・ADTAオリエンテーション | | 16・17 | 土・日 | | | | |
| | 26 | 日 | 卒後研修セミナー2019 | | 21 | 木 | | | | |
| 6 | 2 | 日 | 理事会・地区長副地区長会議・役員選挙推薦 委員会・役員選挙管理委員会 議事運営委員会 資格審査委員会合同代表者会議 | 12 | 1 | 日 | 理事会・地区長副地区長会議 第7回ADTAトレーニングセンター 臨時理事会 冬期休暇 | | | |
| | 8・9 | 土・日 | 第1回ADTAトレーニングセンター | | 7・8 | 土・日 | | | | |
| | 9 | 日 | 財務委員会 | | 15 | 日 | | | | |
| | 13 | 木 | 歯科技工士養成校連絡協議会 | | 22 | 日 | | | | |
| | 15 | 土 | 日本歯科技工士会第8回社員総会 | | 27 | 金 | | | | |
| | 20 | 木 | 役員選挙推薦委員会 | | 28 | 土 | | | | |
| | 22 | 土 | 愛知サマーセミナー2019を成功させる会 | | | | | | | |
| | 25 | 火 | 歯科技工士養成校連絡協議会 | | | | | | | |
| | 26 | 水 | 資格審査委員会 | | | | | | | |
| | 27 | 木 | 定例代議員会打合せ・臨時理事会 | | | | | | | |
| | 30 | 日 | 令和元年度定例代議員会 資格審査委員会 連盟臨時評議員会 | | | | | | | |
| | 7 | 4 | 木 | | 歯科技工士法制定65周年社団法人設立50周年 記念事業準備委員会 （表彰委員会・会計委員会・式典祝賀会委員会） | 1 | | 6 | 月 | 仕事始め 新年会・地区代表会議・財務委員会 第8回ADTAトレーニングセンター |
| 7 | | 日 | 理事会・地区長副地区長会議 | 12 | 日 | | | | | |
| 13 | | 土 | 東海北信越ブロック協議会（岐阜市） | 18・19 | 土・日 | | | | | |
| 14 | | 日 | 第31回愛知サマーセミナー | 26 | 日 | | | | | |
| 20・21 | | 土・日 | 第2回ADTAトレーニングセンター | | | | | | | |
| 24 | | 水 | 全国障害者技能競技大会 第39回全国大会競 技委員会専門部会 | | | | | | | |
| 8 | 1 | 木 | 防災に関する歯・技・衛・材連絡協議会 | 2 | 2 | 日 | 理事会・地区長副地区長会議 東海信越地区歯科医学大会・中部日本デンタルショー | | | |
| | 3・4 | 土・日 | 第3回ADTAトレーニングセンター | | 9 | 日 | | | | |
| | 4 | 日 | ADTAトレーニングセンター運営に関する臨時会議 ADTAトレーニングセンター講師臨時会議 | | 15・16 | 土・日 | | | | |
| | 6 | 火 | 歯と口腔の健康づくり専門部会 | | 23 | 日 | | | | |
| | 7 | 水 | 愛知県・豊橋市総合防災訓練第3回総会会議 | | | | | | | |
| | 8 | 木 | 歯歯塚供養会 | | | | | | | |
| | 22 | 木 | 第2回会費に関する考察委員会 歯科技工士法制定65周年社団法人設立50周年 記念事業準備委員会（委員長会議） | | | | | | | |
| | 29 | 木 | 歯科技工士法制定65周年社団法人設立50周年 記念事業準備委員会（会誌編集広報委員会・ 会計委員会・式典祝賀会委員会） 歯・技・衛・材による東海信越地区歯科医学 大会第1回事前打合せ会 愛知県歯科医師会郡市区対抗親善ゴルフ大会 | | | | | | | |
| | 9 | 1 | 日 | | 理事会・地区長副地区長会議 | 3 | | 1 | 日 | 理事会・地区長副地区長会議 愛知県歯科技工士会学術大会 ADTAトレーニングセンター修了式 臨時代議員会打合せ・臨時理事会 令和元年度臨時代議員会 資格審査委員会 連盟評議員会 |
| | | 7・8 | 土・日 | | 愛知県・豊橋市総合防災訓練（豊橋市） 愛知県歯科技工士会館防災訓練 | | | 8 | 日 | |
| 15 | | 日 | DTキャリアナビ | 15 | 日 | | | | | |
| 22 | | 日 | | 22 | 日 | | | | | |
| 29 | | 日 | | 26 29 | 木 日 | | | | | |

9. 【学術部】ADTA トレーニングセンター運営に関する臨時会議について
 日時 令和元年8月4日(日) 午後4時～5時
 場所 本会会館2階小会議室
 内容 久野会長・加藤副会長・鈴木専務・飯山常務・岡田常務・小澤理事
 ADTA トレーニングセンター渡部所長が出席。
 次年度に向けた当該センターの運営に関する事案について討議が行われた。
10. 【学術部】ADTA トレーニングセンター臨時講師会議について
 日時 令和元年8月4日(日) 午後5時～7時30分
 場所 本会会館2階小会議室
 内容 講師：渡部センター所長・加藤先生・古畑先生・鬼頭先生・近藤先生・三浦先生
 川村先生・伊佐次先生
 役員：久野会長・鈴木専務理事・岡田常務・小澤理事・オブザーバー：藤山氏
 令和2年度(2020年)の活動計画作成に関して、事前会議として臨時の講師会議が
 開催された。
 各講師からの考えならびに方向性等について意見交換が行われた。
11. 【愛知県防災安全局】令和元年度愛知県・豊橋市総合防災訓練について
 第3回総合会議
 日時 令和元年8月7日(水) 午後1時30分
 場所 豊橋総合体育館2階研修室
 出席 今瀬常務理事、八木地区長(第7地区)
- 令和元年度愛知県・豊橋市総合防災訓練
 日時 令和元年9月1日(日) 午前9時30分
 場所 豊橋総合スポーツ公園 他
 主催 愛知県・豊橋市
 想定 南海トラフ地震
 参加 役員：今瀬常務、川上理事、加藤理事
 第7地区：八木地区長、松下副地区長、鈴木厚生代表委員
12. 歯科技工士法制定65周年 社団法人設立50周年記念事業準備委員会について
 委員長会議 日時 令和元年8月22日(木) 午後3時
 場所 本会会館2階小会議室
- 会誌編纂・広報委員会 日時 令和元年8月29日(木) 午後3時
 場所 本会会館1階大会議室
- 会計委員会 日時 令和元年8月29日(木) 午後4時
 場所 本会会館1階大会議室
- 式典祝賀会委員会 日時 令和元年8月29日(木) 午後4時
 場所 本会会館1階大会議室
13. 愛知県歯科技工士会館防災訓練について
 日時 令和元年9月1日(日) 地区長副地区長会終了後
 場所 本会会館

14. 歯科技工士会ホームページ説明会について
 名古屋歯科医療専門学校 日時 令和元年9月12日(木) 午後1時5分
 愛知学院大学歯科技工専門学校 日時 令和元年9月25日(水) 午後5時
 東海歯科医療専門学校 日時 令和元年10月8日(火) 午後3時
15. 令和元年度DTキャリアナビについて ※別紙(案内)
 日時 令和元年9月15日(日) 午前9時30分
 場所 本会会館1階大会議室
16. 令和元年度会員家族親睦ボウリング大会について ※別紙(案内)
 日時 令和元年10月20日(日) 午前10時(集合:午前9時30分)
 場所 星ヶ丘ボウル
17. どうぶつブックフェアについて
 日時 令和元年11月3日(日・祝) 午前10時～午後3時
 場所 名古屋市東山動物園
 担当 今瀬常務、川上理事、小柳津理事
18. 【歯科技工管理部】歯科技工所管理者等講習会について ※別紙(案内)
 日時 令和元年11月17日(日) 午前10時～正午
 場所 本会会館1階大会議室
19. 【愛知県歯科医師会】愛知県知事感謝状及び愛知県歯科医師会会長表彰について
 愛知県知事感謝状 長谷川博(第5地区)
 愛知県歯科医師会会長表彰 阿部勝仁(第6地区)
- 表彰式: 日時 令和元年11月21日(木) 午後3時
 場所 愛知県歯科医師会館2階「歯～とぴあホール」
 出席 久野会長
20. 使用歯科材料の算定について ※別紙
21. 【日本歯科技工士会】「社会保険診療と歯科技工についてのセミナー」の実施について ※P7
22. 無届の歯科技工所における歯科技工の防止等に関するお願いについて ※P8-13
23. 新入会者について
- | 入会月 | 氏名 | 年齢 | 地区名 | 卒業学校 | 卒業年月 |
|-----|-------|-----|------|-----------|---------|
| 8月 | 川瀬麻衣子 | 34歳 | 第2地区 | 東海歯科医療(専) | 平成20年3月 |
| | 山本健一 | 47歳 | 第5地区 | 日本歯科学院 | 平成3年4月 |

24. 退会者について（会員数 560 名（日技退会者 93 名））

| 退会月 | 氏名 | 年齢 | 地区名 | 退会理由 |
|-----|------|------|--------|--------|
| 7 月 | 都築宏也 | 55 歳 | 第 5 地区 | 一身上の都合 |
| 8 月 | 小杉涼子 | 38 歳 | 第 4 地区 | 離職の為 |

25. その他

【愛知県歯科技工士連盟】

① 東海懇話会について

日時 令和元年 8 月 27 日（火） 正午
場所 キャッスルプラザ 3 階孔雀の間
出席 久野会長

② 【愛知県歯科医師連盟】 合同協議会について

日時 令和元年 8 月 29 日（木） 午後 2 時～3 時
場所 愛知県歯科医師会館 6 階 連盟事務所
出席 鈴木理事長、長保職域支部長

③ 鈴木政二氏旭日大綬章受章記念祝賀会について

日時 令和元年 9 月 8 日（日） 正午
場所 ホテルナゴヤキャッスル 2 階天守の間
出席 久野会長、鈴木監事

④ 連盟理事会について

日時 令和元年 9 月 19 日（木） 午後 3 時
場所 本会会館 2 階小会議室

⑤ 藤川政人君を囲む会について

日時 令和元年 9 月 30 日（月） 午後 6 時
場所 ホテルナゴヤキャッスル 2 階天守の間
出席 中村副理事長

⑥ 【日本歯科技工士連盟】 2019 年度第 2 回評議員会について

期日 令和元年 11 月 16 日（土）
場所 歯科技工士会館
評議員 加藤副理事長、小笠原常任理事

【自由民主党愛知県支部連合会 愛知県歯科技工士支部】

① 自由民主党愛知県支部連合会「医療厚生関係団体政策懇談会」について

日時 令和元年 9 月 5 日（木） 午後 2 時 45 分
場所 自民党愛知県連
出席 長保職域支部長、鈴木連盟理事長

「製作技工に要する費用」に関わる検討委員会企画 小研修会
『社会保険診療と歯科技工についてのセミナー』開催要領

我が国の歯科医療の約8割は社会保険診療で行われていることから、多くの歯科技工所は、公的医療保険制度の中の保険医療機関から報酬を得ている。まさに、歯科技工の実態そのものは療養の給付（社会保険診療）に関わるもので、その仕組みを知ることこそが、「製作技工に要する費用が担当者に正当に届くシステムの確立」であり、より現実的に歯科技工士の経済課題を前進させる手段である。その知識を能動的に身につけてもらい、この輪を広げる目的で気軽に参加できる少人数の研修会を企画した。

1. 開催期間

2019年9月1日（日）～2020年3月31日（火）

※2019年度は10ヶ所程度で開催予定

2. 開催主体

小研修会開催を希望する地域組織の理事会、支部の会合、会員有志の小グループなど（7～15名程度）

※参加者の過半数が会員であれば、入会を希望する未入会員の参加も認める。

3. 講師

「製作技工に要する費用」に関わる検討委員会委員

※研修時間は質疑応答も含め150分程度

4. 費用

(1) 会場・運営費などは、開催主体負担

(2) 講師派遣に伴う旅費などは日技（50/100）と開催主体（50/100）の折半

(3) 講演料は無料

5. 申し込み方法

開催希望者は所定の書式を日本歯科技工士会事務局宛に請求し、必要事項を記入して原則としてメールで送信する。なお、申し込みは随時受け付けるが、開催地域は原則先着順に決定し10ヶ所程度になり次第、今年度分は締め切る。

また、2019年度の事業結果によっては、さらに次年度以降も行う可能性がある。

6. その他

この小研修会は歯科技工士生涯研修の認定対象としない。

(問い合わせ先)

公益社団法人 日本歯科技工士会（担当事務局：壁谷、渡辺）

〒162-0846 東京都新宿区市谷左内町21-5

TEL：03-3267-8681 FAX：03-3267-8650

e-mail：y-kabeya@nichigi.or.jp（壁谷）、m-watanabe@nichigi.or.jp（渡辺）

以上

地 域 組 織 会 長 殿

公益社団法人 日本歯科技工士会
歯科技工所管理委員会
委員長 奥村英世
(公印省略)

無届の歯科技工所における歯科技工の防止等に関するお願い

毎々の会務ご協力を深謝いたします。

さて、当委員会では、地域組織ご協力のもと「歯科技工所開設届け出等整備推進事業」を推進し全国の保健所が管理する歯科技工所の実態を把握するとともに、歯科技工士法第 21 条に規定された歯科技工所の開設が的確になされる等、コンプライアンス（法令の順守）が図られ国民の信頼に耐えうる健全な歯科技工所運営のための施策を推進しています。

その中で、厚生労働省通知でも示されていますが、開設の届出を行わずに歯科技工を行っている歯科技工所の存在が報告されています。

今回、その防止及び「歯科技工所の開設届出に関する証明書」取得の更なる促進を目的とした啓発記事を『日本歯技』2019 年 10 月号に掲載することをお知らせするとともに、事業所等会員及び歯科技工所を開設する新入会員に対する開設届出の確認を励行したいと思えます。

ついでには、「歯科技工所の開設届出に関する証明書」や各保健所が管理する開設届出済歯科技工所一覧、または第 8 回社員総会（2019 年 6 月 15 日開催）でお渡しした歯科技工所開設届け出調査一覧〔第 5 版〕を利用し、貴会事業所等会員及び今後の歯科技工所開設者入会時における開設届出の確認を行っていただきたいと考えております。

なお、歯科技工士法第 21 条では、歯科技工所開設届出の義務のみならず、届出内容の変更、歯科技工所の休止、再開、廃止に関する届出も義務づけられていますので、引き続き貴会会員へご指導いただきたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

記

〔同 送〕

1. 無届の歯科技工所における歯科技工の防止等について
(『日本歯技』2019 年 10 月号掲載記事)

〔問い合わせ先〕

公益社団法人 日本歯科技工士会 歯科技工所管理委員会 (担当事務局：壁谷)
〒162-0846 東京都新宿区市谷左内町 21-5
TEL : 03-3267-8681 FAX : 03-3267-8650
e-mail : y-kabeya@nichigi.or.jp

以 上

～無届の歯科技工所における歯科技工の防止等について～

歯科技工所管理委員会
委員長 奥村 英世

わが国は法治国家であり、私たち歯科技工士も歯科技工士法をはじめとするコンプライアンス（法令の順守）を徹底しなければならないことは言うまでもありません。

その中で、歯科技工所を開設するにあたっては、歯科技工士法第21条により開設後10日以内に歯科技工所の所在地の都道府県知事（窓口は管轄保健所）に届出なければならないことはご存知の通りですが、開設の届出を行わずに歯科技工を行っている歯科技工所が存在することが報告されています。

このような事例を踏まえ、厚生労働省からは歯科技工所の開設にあたって下記の通知が発出されています。

1. 歯科技工所の開設届出に関する証明書等について（2011年（平成23年）11月11日付、厚生労働省医政局歯科保健課長通知）
2. 無届の歯科技工所における歯科技工の防止について（2017年（平成29年）9月7日付、厚生労働省医政局長通知）

2017年から実施されている厚生労働省「歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業」は、歯科医療機関を通じて国民に歯科補てつ物等の製作に関する情報（歯科技工所名、歯科技工士名、委託過程、製作過程等）を提供することが目的とされています。今後、歯科医療機関等から「歯科技工所の開設届出に関する証明書」の提示を求められる機会が増加すると思われます。

ついては、未だ「歯科技工所の開設届出に関する証明書」を取得されていない歯科技工所にあつては、ご自身が提出された各種届出内容の確認を含めて早期に入手いただきたいと考えます。

（注）「歯科技工所の開設届出に関する証明書」は、歯科技工所所在地の管轄保健所で入手することができます（証明書発行には手数料がかかります）。

なお、歯科技工士法第21条では歯科技工所の開設のみならず、届出内容の変更、休止、再開、廃止に関する規定がありますのでお知らせします。

1. 開設届出後、開設者の氏名及び住所、名称、開設の場所、管理者の氏名及び住所、業務に従事する者の氏名、構造設備の概要及び平面図に変更があった場合は10日以内に届出が必要です。
2. 歯科技工所を休止または廃止した場合は10日以内に届出が必要です。休止した歯科技工所を再開したときも同様です。

※次ページ以降に上記の厚生労働省通知を掲載しますので内容をご確認下さい。



医政歯発1111第1号
平成23年11月11日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長



歯科技工所の開設届出に関する証明書等について

歯科技工所の開設にあたっての届出については、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条第1項の規定により、歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。）に届けなければならないとされている。

歯科技工所が歯科医師等から開設届出の確認を求められた場合の証明する手段として、開設届出に関する証明書を発行する、開設届出の際に原本を受理して副本を交付する等、各都道府県等において対応いただいているところである。

今般、厚生労働省として、別紙のとおり「歯科技工所の開設届出に関する証明書」の様式を作成したので、開設届出に関する証明書等の様式を定めていない場合は本様式を参考にして、開設届出に関する証明書を発行する等、適切に対応するよう努めていただきたい。

(別紙)

歯科技工所の開設届出に関する証明書

歯科技工士法第21条第1項の規定により、下記の歯科技工所の開設を届け出たことを証します。

- 1 歯科技工所の名称
- 2 開設者の氏名又は名称
- 3 開設の場所

発行年月日

年 月 日

保健所名

印



医政発 0907 第 7 号
平成 29 年 9 月 7 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長 } 殿
{ 特別区長 }

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

無届の歯科技工所における歯科技工の防止について

歯科技工所の開設に際しては、歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、歯科技工所を開設した者は、開設後 10 日以内に、開設の場所や歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）第 13 条に規定する管理者の住所及び氏名、構造設備の概要等について都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。）に届け出なければならないとされているが、今般、こうした開設の届出を行わずに歯科技工を行っている歯科技工所（以下「無届の歯科技工所」という。）が存在することが報告されている。

無届の歯科技工所は、管理体制が不十分であつたり、規則第 13 条の 2 に規定する構造設備基準を満たしていない等の可能性があり、作成した補てつ物等が衛生上有害なものとなるおそれもある。

以上を踏まえ、無届の歯科技工所における歯科技工を防止するため、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長におかれては、下記の事項についてお願いする。

記

1. 貴管下の歯科医療機関に対し、無届の歯科技工所に補てつ物の作成等を委託することがないように注意喚起されたいこと。また、委託先の歯科技工所について、開設の届出がなされているか否か疑義が生じた場合には、当該歯科技工所に「歯科技工所の開設届出に関する証明書（※）」の提示を求め、又は保健所等に問い合わせる等の方法により、無届の歯科技工所でないことを確実に確認するよう周知されたいこと。

※ 「歯科技工所の開設届出に関する証明書等について（平成 23 年 11 月 11 日付け 医政歯発 1111 第 1 号）」において、様式例を示しているので、参考にされたい。

2. 管内の歯科技工所が、法第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく届出を行っているか否かについて改めて確認を行っていただくとともに、開設の届出がなされた歯科技工所には管理番号を付与する等、管内の歯科技工所を管理するための体制整備に努められたいこと。また、管内の歯科技工所について、開設の届出がなされた歯科技工所であるか否か歯科医療機関が容易に確認できるよう、各都道府県、保健所設置市及び特別区のホームページ等に開設の届出がなされた歯科技工所の一覧を掲載する等の方法により、積極的な情報提供に努められたいこと。
3. 無届の歯科技工所に関する情報に接した際には、実態を調査した上、速やかに開設の届出を行うよう指導の徹底をされたいこと。また、届出の際、歯科技工所の構造設備が不完全であって、作成した補てつ物等が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、法第 24 条の規定に基づく構造設備の改善命令を行われたい。

| 勤務地 | 勤務先 | 内容 | 就労時間 | 経験 | 賃金 | 保険等 | 昇給 | 退職金 | 休日 |
|-----------|------|------------------------|------------|-------|-------------------|-----------|------|----------|--------------|
| 春日井市 | 技工所 | デンチャー・CAD/CAMオペレーター | 9:00～18:00 | 3年以上 | 230,000円以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 有(5年以上) | 日・祝・木(月2日) |
| 名古屋市中区 | 医院 | 技工全般・クラウンブリッジ(保険)等 | 8:45～18:00 | | 230,000円以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 無 | 日・祝(週休2日) |
| 小牧市 | 技工所 | 技工全般(CAD・義歯・C=C-Bなど) | 9:00～18:00 | | 230,000円以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 有(10年以上) | 日・祝 |
| 稲沢市 | 技工所 | パート CAD/CAM オペレーター他 | 9:30～17:00 | 不問 | 時間給1,400以上 | 雇・労 | | 無 | 日・祝(夏・冬) |
| 瀬戸市 | 技工所 | 歯科技工 | 9:00～18:00 | | 230,000～550,000 | 雇・労・退 | 年1 | 有(5年以上) | 日・祝・木 |
| 岐阜県・高山市 | 技工所 | 歯科技工・配達 | 8:30～17:30 | | 185,000円以上 | 健・厚・雇・労・退 | | 有 | 日・祝・土(月2日) |
| 静岡県・浜松市 | 技工所 | デンチャー | 9:00～17:45 | 不問 | 290,000円以上 | 健・厚・雇・労 | 都度 | 有(5年以上) | 日・祝(夏・冬) |
| 名古屋市中・天白区 | 技工所 | デンチャー | 9:00～17:45 | 不問 | 290,000円以上 | | 都度 | 有(5年以上) | 日・祝(夏・冬) |
| 豊田市 | 医院 | 歯科技工全般 | 9:00～19:30 | 不問 | 197,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 有(3年以上) | 月・約8日 |
| 名古屋市中・東区 | 技工所 | デンチャー | 8:30～17:30 | 不問 | 経験に応じて | 健・厚・雇・労・退 | 年1 | 有 | 日・祝 |
| 一宮市 | 技工所 | 歯冠修復・義歯 | 9:00～18:00 | 不問 | 203,500以上 | 雇・労・退 | | 有(3年以上) | 日・祝・木 |
| 岐阜県・岐阜市 | 技工所 | 飲食用マウスピースの製造 | 8:00～17:00 | 1年 | 240,000～460,000 | 健・厚・雇 | | | 日(月約9日) |
| 西尾市 | 技工所 | 歯科技工全般 | 9:00～18:00 | | 186,000以上 | 健・厚・雇・労・退 | 年1 | 有 | 日・祝・土(月1～2日) |
| 名古屋市中・天白区 | 技工所 | クラウンブリッジ | 9:00～17:45 | 不問 | 300,000以上 | 健・厚・雇・労 | 都度 | 有(5年以上) | 日・祝・木(隔) |
| 岡崎市 | 技工所 | デンチャー | 9:00～17:45 | 不問 | 290,000以上 | 健・厚・雇・労 | 都度 | 有(5年以上) | 日・祝・木(隔) |
| 岡崎市 | 技工所 | CAD/CAM オペレーター | 9:00～17:45 | 不問 | 250,000以上 | 健・厚・雇・労 | 都度 | 有(5年以上) | 日・祝・木(隔) |
| 名古屋市中・昭和区 | 技工所 | 保険 クラウンブリッジ デンチャー その他 | 8:30～18:30 | 3年以上 | 210,000以上 | 健・厚・雇・労 | | 有(15年以上) | 日・祝・土(半日) |
| 名古屋市中・緑区 | 技工所 | CAD/CAMオペレーター・クラウンブリッジ | 9:30～ | | 200,000以上 | 雇 | | | 日・祝・木 |
| 大府市 | 技工所 | 義歯製作 | 9:00～18:00 | 2年以上 | 190,000以上 | 雇・労・退 | 年1 | 有(1年以上) | 日・祝・土(月1) |
| 半田市 | 医院 | 歯科技工全般 | 8:35～19:30 | 不問 | 181,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 無 | 日・木 |
| 名古屋市中・南区 | 技工所 | 義歯及び歯冠修復 | 9:00～18:00 | 1～2年 | 205,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 有(4年以上) | 日・祝・土 |
| 北名古屋市 | 技工所 | 矯正・クラウンブリッジ | 9:00～18:00 | 不問 | 180,000～350,000 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 有 | 日・祝・土(隔) |
| 刈谷市 | 技工所 | クラウンブリッジが中心、デンチャー可 | 9:00～19:00 | 不問 | 200,000以上 | 雇・労 | 年1～2 | 有(3年以上) | 日・祝・木or土 |
| 日進市 | 技工所 | 歯科技工全般 クラウ・義歯・CAD/CAM | 9:00～18:00 | 不問 | 200,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 無 | 日・祝・木(隔) |
| 稲沢市 | 医院 | 歯科技工全般 | 9:30～20:30 | | 190,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | | 日・祝(週休2日) |
| 名古屋市中・緑区 | 医院 | 歯科技工全般 | 9:30～20:30 | | 190,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | | 日・祝(週休2日) |
| 大府市 | 技工所 | 義歯製作又冠製作のいずれも可 | 9:00～18:00 | 3～5年 | 230,000～270,000以上 | 健・厚・雇・労・退 | 年1 | 有(2年以上) | 日・祝 |
| 岐阜県・多治見市 | 技工所 | 歯科技工全般 | 9:00～18:00 | 不問 | 185,000以上 | 健・厚・雇・労・退 | | 有(3年以上) | 日・祝 |
| 名古屋市中・守山区 | 技工所 | 適正に応じ本人の希望に合わせる | 9:00～18:00 | 不問 | 175,000以上 | 雇・労・退 | 年1 | 有(3年以上) | 日・祝・土(月2日) |
| 愛西市 | 医院 | 床矯正の作製・インレー・クラウン・その他 | 8:40～18:40 | | 190,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 無 | 日・祝・木 |
| 名古屋市中・中川区 | 技工所 | 歯科技工全般 | 9:00～18:00 | 不問 | 205,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 無 | 日・祝・木 |
| 名古屋市中・熱田 | 技工所 | 歯科技工全般 | 8:30～17:30 | 3年 | 当社規定 | 雇・労 | | | 日・祝 |
| 名古屋市中・熱田 | 技工所 | 歯科技工全般 | 8:30～17:30 | 新卒者 | 175,000以上 | 雇・労 | 年1 | 有(10年以上) | 日・祝 |
| 一宮市 | 技工所 | CAD/CAM 冠製作他 | 9:00～19:00 | 1～15年 | 180,000以上 | 厚 | 年1 | 有(5年以上) | 日・祝 |
| 名古屋市中・天白区 | 技工所 | 歯科技工全般 | 9:30～18:30 | 不問 | 170,000以上 | 健・厚・雇 | 年1 | 有(5年以上) | 日・祝・木 |
| 長久手市 | 技工所 | 歯科技工全般 | 9:00～18:00 | 不問 | 200,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 有(5年以上) | 日・祝 |
| 高浜市 | 技工所 | 全般(主に矯正) | | | 200,000以上 | 雇・労・災 | 年1 | 有(5年以上) | 日・祝 |
| 名古屋市中・名東区 | 技工所 | デンチャー全般・営業 | | | 歩合給 | | | | |
| 岐阜県・瑞浪市 | 技工所 | 義歯関係(チタニウム)CAD/CAM | 8:30～17:30 | 不問 | 200,000以上 | 雇・労・退 | 年1 | 有(3年以上) | 日・祝・土 |
| 名古屋市中・緑区 | 医院 | 歯科助手・CELEC 3有 | 9:00～18:30 | 不問 | 178,500以上 | 健・雇・労 | 年1 | 有(3年以上) | 日・祝・木 |
| 名古屋市中・中区 | 医院 | 歯科技工士業務 | 9:00～18:00 | 不問 | 190,000～300,000 | | 年1 | 無 | 日・祝・木 |
| 名古屋市中・西区 | 技工所 | クラウンブリッジ・デンチャー 他 | 9:00～18:00 | 不問 | 180,000～400,000 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 無 | 日・祝(第2・4土) |
| 名古屋市中・昭和区 | 技工所 | 義歯 | 8:30～18:00 | 3年以上 | 200,000以上 | 健・厚・雇・労・退 | 年1 | 有(3年以上) | 日・祝・土 |
| 一宮市 | 技工所 | デンチャー・スルフォン床他 | 8:30～17:30 | 不問 | 180,000以上 | 雇・労 | 年1 | 有(5年以上) | 日・祝・木(隔) |
| 東海市 | 医院 | 歯科技工 | 9:00～19:30 | 不問 | 180,000以上 | 健 | 年1 | 有(5年以上) | 日・祝・木 |
| 名古屋市中・北区 | 医院 | 歯科技工 | 9:00～19:00 | 不問 | 170,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 有(3年以上) | 日・祝 |
| 名古屋市中・中村区 | メーカー | ルートセールス | 8:45～17:30 | 不問 | 23～25万 | 健・厚・雇・労・退 | 年1 | 有(3年以上) | 日・祝・土 |
| 西尾市 | 技工所 | クラウン・ブリッジ | 9:00～18:00 | 2年 | 200,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 有(3年以上) | 日・祝・木 |
| 名古屋市中・北区 | 医院 | 受付業務・診療補助・簡単な歯科技工 | 8:30～19:30 | 不問 | 170,000以上 | 健・雇・労 | 年1 | 有(5年以上) | 日・祝・木 |
| 名古屋市中・中区 | 技工所 | 歯科技工一般 | 9:00～18:00 | 不問 | 180,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 有(5年以上) | 日・祝・土 |
| 春日井市 | 技工所 | デンチャー | 9:00～18:00 | 2年以上 | 200,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 無 | 日・祝 |
| 海部郡 | 技工所 | デンチャー・クラウンブリッジ他(外交も可) | 8:30～19:30 | 3年位 | 200,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年2 | 無 | 日・祝 |
| 名古屋市中・緑区 | 医院 | 歯科技工・クラウン経験有 | 9:00～18:00 | 6ヶ月以上 | 160,000以上 | 雇・労 | 年1 | 有(3年以上) | 日・祝・隔土 |
| 名古屋市中・千種区 | 技工所 | 矯正技工(義歯経験者望ましい) | 9:30～19:00 | 不問 | 176,000以上 | 健・厚・雇・労・退 | 年1 | 有(5年以上) | 日・祝・任意2日 |
| 加多市 | 医院 | 補綴物調整・TEC作成 右習流し | 8:40～18:40 | 不問 | 190,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 有(3年以上) | 日・祝 |
| 日進市 | 医院 | 歯科技工(一般・保険) | 9:00～19:30 | 不問 | 185,000以上 | 健・退 | 年1～2 | 有(3年以上) | 日・祝・木 |
| 各務原市 | 技工所 | 歯科技工全般 | 8:00～18:00 | 不問 | 200,000以上 | 健・厚・雇・労 | 年1 | 有(3年以上) | 日・祝・隔木 |

注：希望求職がありましたら(一社)愛知県歯科技工士会 無料職業紹介所 (TEL.052-722-0521) までお問い合わせ下さい。

保険等 一 健・健康 厚...厚生 雇...雇用 労...労災 退...退職金共済



保医発 0819 第 13 号
令和元年 8 月 19 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 88 号）が本日付けをもって公布され、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号。以下「材料価格基準」という。）が改正されたところであるが、別表 VI 及び VII に規定する特定保険医療材料料の算定については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知は、令和元年 10 月 1 日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号）は、令和元年 9 月 30 日限り廃止する。

記

1 特定保険医療材料料について

特定保険医療材料料については、「特定保険医療材料の定義について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 13 号。以下「定義通知」という。）の各号に規定する定義のいずれかに該当する医療機器のうち、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（平成 31 年 3 月 29 日医政発 0329 第 45 号、保発 0329 第 4 号）に規定する手続を経たものを使用した場合に限り算定できるものであり、その取扱いについては、以下によるものであること。

2 材料価格基準 V に規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯周組織再生材料とは、定義通知別表 IV に規定するものであり、歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布又は充填等によって口腔内の患部に適用される材料であって、歯周組織再生誘導手術が可能なものであること。
- (2) インプラント体、暫間装着体、スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダー

とは、定義通知別表Ⅳに規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用される材料であって、広範囲顎骨支持型装置埋入手術が可能なものであること。

3 材料価格基準の別表のⅥに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数は、別紙1に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) 歯科用コバルトクロム合金線（バー用）及び歯科用ステンレス鋼線（バー用）とは、定義通知別表V022及びV024に規定するものであり、屈曲バー用をいうものであること。
- (3) スルフォン樹脂レジン歯とは、定義通知別表V033及びV034に規定するものであり、ポリサルフォン樹脂レジン歯及びレイニング人工歯をいうものであること。
- (4) 硬質レジン歯とは、定義通知別表V035及びV036に規定するものであり、一般的名称が「硬質レジン歯」であり、かつ、2層又は3層構造を有し、エナメル質部の硬さが21HV0.2以上のレジン歯をいうものであること。
- (5) 義歯床用熱可塑性樹脂とは、定義通知別表V045に規定するものであり、熱可塑性を有する、義歯床用ポリエーテルサルホン樹脂、義歯床用ポリサルフォン樹脂、義歯床用ポリカーボネート樹脂、アクリリック樹脂及びポリエステル樹脂であって、当該材料により作製された有床義歯が臨床上使用できる強度を有しているものであること。
- (6) 歯科用合着・接着材料Ⅰとは、定義通知別表V046に規定するものであり、接着性レジンセメント及びガラスアイオノマー系レジンセメントをいうものであること。
- (7) 歯科用合着・接着材料Ⅱとは、定義通知別表V047に規定するものであり、ガラスアイオノマーセメント及びシアノアクリレート系セメントをいうものであること。
- (8) 歯科用合着・接着材料Ⅲとは、定義通知別表V048に規定するものであり、歯科用磷酸亜鉛セメント、ハイボンド磷酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント及び仮着用セメントをいうものであること。
- (9) 歯科充填用材料Ⅰとは、定義通知別表V049に規定するものであり、光重合型複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及び光重合型充填用レジン強化ガラスアイオノマー並びに初期う蝕小窩裂溝充填塞材で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (10) 歯科充填用材料Ⅰ・複合レジン系の特定保険医療材料には、フィラーの含有量によらず、高分子系の初期う蝕小窩裂溝充填塞材が含まれること。
- (11) 歯科充填用材料Ⅱとは、定義通知別表V050に規定するものであり、複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及びガラスアイオノマーセメント（充填用）で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (12) 歯科充填用材料Ⅲとは、定義通知別表V051に規定するものであり、歯科用硅酸セメント、硅磷酸セメント及び歯科充填用即時硬化レジンを用いるものであること。
- (13) 複合レジン築造用とは、定義通知別表V052に規定するものであり、歯科充填用コンポジットレジン（支台築造用・硬化後フィラー60%以上）で、粉末、液及びペーストをいうものであること。
- (14) スクリューポストとは、定義通知別表V057に規定するものであり、支台築造用に用いるスクリュー型の合釘をいうものであること。
- (15) ファイバーポストとは、定義通知別表V059に規定するものであり、支台築造用に用いるガラス繊維を68%以上含有する合釘をいうものであること。
- (16) スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダーとは、定義通知別表Ⅴに規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用される材料であって、広範囲顎骨支持型補綴が可能なものであること。
- (17) その他の金属とは、銀合金及びニッケルクロム合金をいうものであること。
- (18) その他の特定保険医療材料料の算定については、昭和43年6月26日保険発第30号の2の通知によること。

4 材料価格基準の別表のⅦに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯科矯正に係る材料料点数は、別紙2に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) その他の1と共通の項目については1と同様であること。

5 経過措置

次に掲げる区分については、令和2年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。ただし、M021 線鉤、M021-2 コンビネーション鉤、M023 バー及びN020 鉤については、定義通知別表V017に規定する歯科鑄造用ニッケルクロム合金 鉤・バー用又は定義通知別表V019及びVI021に規定する歯科用ニッケルクロム合金線 鉤用を使用する場合に限る。

(別紙1)

M010 金属歯冠修復（1個につき）

3 鑄造用ニッケルクロム合金

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(2) ニッケルクロム合金

2 レジン前装金属ポンティック

(2) ニッケルクロム合金を用いた場合

M020 鑄造鉤（1個につき）

3 鑄造用ニッケルクロム合金

M021 線鉤（1個につき）

1 不銹鋼及び特殊鋼

M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）

2 鑄造鉤に鑄造用ニッケルクロム合金又は鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

M023 バー（1個につき）

1 鑄造バー

(2) 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金

(別紙2)

N020 鉤（1個につき）

1 簡単なもの

不銹鋼及び特殊鋼

2 困難なもの

不銹鋼及び特殊鋼

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大臼歯

70点 66(+4)

ロ 小臼歯・前歯

44点 41(+3)

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯

27点

ロ 小臼歯・前歯

15点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯

27点

ロ 小臼歯・前歯

15点

(2) その他の場合

イ 大臼歯

33点

ロ 小臼歯・前歯

21点

(ファイバーポスト)

1本につき

91点 89(+2)

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系

a 標準型

17点

b 自動練和型

17点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型

10点 11(-1)

b 自動練和型

12点 11(+1)

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

4点

2 仮着 (1 歯につき)

4点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系

a 標準型

17点

b 自動練和型

17点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型

10点 11(-1)

b 自動練和型

12点 11(+1)

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン

4点

M009 充填 (1窩洞につき)

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 11点

ロ 複雑なもの 29点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 10点

b 複雑なもの 26点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 10点

b 複雑なもの 26点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 4点

ロ 複雑なもの 11点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 4点

b 複雑なもの 10点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 4点

b 複雑なもの 10点

3 歯科充填用材料 III 2点

M010 金属歯冠修復 (1個につき)

1 14カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの 729点 617(+72)

(2) 4分の3冠

911点 82(+90)

2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)

(1) 大白歯

イ インレー

a 単純なもの 201点 175(+26)

b 複雑なもの 372点 324(+48)

ロ 5分の4冠

468点 408(+60)

ハ 全部金属冠

590点 53(+57)

(2) 小白歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの 137点 119(+18)

b 複雑なもの 273点 237(+36)

ロ 4分の3冠

337点 293(+44)

ハ 5分の4冠

337点 293(+44)

ニ 全部金属冠

422点 367(+55)

3 铸造用ニッケルクロム合金

(1) 大白歯

| | | |
|---|--|---------------|
| イ インレー | | |
| a 単純なもの | | 4点 |
| b 複雑なもの | | 4点 |
| ロ 5分の4冠 | | 8点 |
| ハ 全部金属冠 | | 10点 |
| (2) 小臼歯・前歯 | | |
| イ インレー | | |
| a 単純なもの | | 4点 |
| b 複雑なもの | | 4点 |
| ロ 4分の3冠 | | 6点 |
| ハ 5分の4冠 | | 6点 |
| ニ 全部金属冠 | | 8点 |
| 4 銀合金 | | |
| (1) 大臼歯 | | |
| イ インレー | | |
| a 単純なもの | | 19点 17(+2) |
| b 複雑なもの | | 34点 30(+4) |
| ロ 5分の4冠 | | 44点 39(+5) |
| ハ 全部金属冠 | | 54点 49(+5) |
| (2) 小臼歯・前歯・乳歯 | | |
| イ インレー | | |
| a 単純なもの | | 12点 11(+1) |
| b 複雑なもの | | 25点 23(+2) |
| ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。) | | 31点 28(+3) |
| ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。) | | 31点 28(+3) |
| ニ 全部金属冠 | | 40点 36(+4) |
| M011 レジン前装金属冠 (1歯につき) | | |
| 1 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合 | | 526点 458(+68) |
| 2 鑄造用ニッケルクロム合金を用いた場合 | | 17点 |
| 3 銀合金を用いた場合 | | 87点 78(+9) |
| M015 非金属歯冠修復 (1歯につき) | | |
| 1 レジンインレー | | |
| (1) 単純なもの | | 29点 |
| (2) 複雑なもの | | 40点 |
| 2 硬質レジンジャケット冠 | | |
| (1) 歯冠用加熱重合硬質レジン | | 8点 |
| (2) 歯冠用光重合硬質レジン | | 200点 196(+4) |
| M015-2 CAD/CAM冠 (1歯につき) | | |
| 1 CAD/CAM冠用材料 (I) | | 289点 285(+4) |
| 2 CAD/CAM冠用材料 (II) | | 533点 523(+10) |
| 注 CAD/CAM冠用材料 (II) を小臼歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料 (I) により算定する。 | | |

| | | |
|--------|--|--------------------------|
| M016 | 乳歯冠 (1歯につき) | |
| 1 | 乳歯金属冠 | 30点 |
| 2 | その他の場合 乳歯に対してジャケット冠を装着する場合 〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕 1歯につき | 2点 |
| 3 | 永久歯金属冠 | 30点 <i>X New</i> |
| M017 | ポンティック (1歯につき) | |
| 1 | 鑄造ポンティック | |
| (1) | 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | |
| イ | 大白歯 | 679点 <i>59(+88)</i> |
| ロ | 小白歯 | 551点 <i>445(+106)</i> |
| (2) | 銀合金又はニッケルクロム合金 大白歯・小白歯 | 44点 <i>40(+4)</i> |
| 2 | レジン前装金属ポンティック | |
| (1) | 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 | |
| イ | 前歯 | 408点 <i>335(+53)</i> |
| ロ | 小白歯 | 551点 <i>445(+106)</i> |
| ハ | 大白歯 | 679点 <i>59(+88)</i> |
| (2) | 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合 | |
| イ | 前歯 | 56点 <i>5(+5)</i> |
| ロ | 小白歯 | 56点 <i>5(+5)</i> |
| ハ | 大白歯 | 56点 <i>5(+5)</i> |
| M017-2 | 高強度硬質レジブリッジ (1装置につき) | 1,629点 <i>1,600(+29)</i> |
| M018 | 有床義歯 | |
| | 〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕 | |
| 1 | 局部義歯 (1床につき) | |
| (1) | 1歯から4歯まで | 2点 |
| (2) | 5歯から8歯まで | 3点 |
| (3) | 9歯から11歯まで | 5点 |
| (4) | 12歯から14歯まで | 7点 |
| 2 | 総義歯 (1顎につき) | 10点 |
| M019 | 熱可塑性樹脂有床義歯 (1床につき) | |
| | 〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕 熱可塑性樹脂有床義歯 (1床につき) | 39点 |
| M020 | 鑄造鉤 (1個につき) | |
| 1 | 14カラット金合金 | |
| (1) | 双子鉤 | |
| イ | 大・小白歯 | 965点 <i>868(+97)</i> |
| ロ | 犬歯・小白歯 | 785点 <i>706(+79)</i> |
| (2) | 二腕鉤 (レストつき) | |
| イ | 大白歯 | 785点 <i>706(+79)</i> |
| ロ | 犬歯・小白歯 | 603点 <i>572(+31)</i> |
| ハ | 前歯 (切歯) | 464点 <i>417(+47)</i> |
| 2 | 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | |

| | | |
|--|------|------------|
| (1) 双子鉤 | | |
| イ 大・小白歯 | 543点 | 472 (+71) |
| ロ 犬歯・小白歯 | 424点 | 369 (+55) |
| (2) 二腕鉤 (レストつき) | | |
| イ 大白歯 | 373点 | 324 (+49) |
| ロ 犬歯・小白歯 | 324点 | 282 (+42) |
| ハ 前歯 (切歯) | 300点 | 262 (+38) |
| 3 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金 | 5点 | |
| M021 線鉤 (1個につき) | | |
| 1 不銹鋼及び特殊鋼 | 9点 | |
| 2 14カラット金合金 | | |
| (1) 双子鉤 | 470点 | 443 (+27) |
| (2) 二腕鉤 (レストつき) | 364点 | 343 (+21) |
| M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき) | | |
| 1 鑄造鉤に金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | | |
| (1) 前歯 | 194点 | 175 (+19) |
| (2) 犬歯・小白歯 | 206点 | 187 (+21) |
| (3) 大白歯 | 230点 | 206 (+24) |
| 2 鑄造鉤に鑄造用ニッケルクロム合金又は鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | | |
| (1) 前歯 | 46点 | |
| (2) 犬歯・小白歯 | 46点 | |
| (3) 大白歯 | 46点 | |
| M023 バー (1個につき) | | |
| 1 鑄造バー | | |
| (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | 870点 | 757 (+113) |
| (2) 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金 | 18点 | |
| 2 屈曲バー | | |
| 不銹鋼及び特殊鋼 | 39点 | |
| M030 有床義歯内面適合法 | | |
| 軟質材料を用いる場合 (1顎につき) | | |
| 1 シリコン系 | 177点 | 300 (-123) |
| 2 アクリル系 | 100点 | 98 (+2) |

(一社) 愛知県歯科技工士会
地区長 各位

(一社) 愛知県歯科技工士会
副会長 (厚生部担当) 小藤基晴
常務理事 今瀬大輔

令和元年 愛知県歯科技工士会
会員家族親睦ボウリング大会 参加者募集

日時 令和元年10月20日(日) 開始 午前10時00分(9時30分集合)
場所 星ヶ丘ボウル 名古屋市千種区星ヶ丘元町16-45 ☎(052)781-5656
※会場へは公共交通機関を利用してください。
(無料駐車場 有り 当日駐車券を受付まで持参)
会費 1名 3,600円(2ゲーム・貸靴・パーティー・賞品・ドリンク込)
パーティーのみ参加は1名2,500円
チーム 1チーム 4名(何チームでも可)

募集締切 10月6日の地区長副地区長会議までに、参加申込書に名前・性別・年齢を記入し、FAXにてご提出ください。 FAX: (052) 722-0522

競技内容 1人2ゲーム(女性・子供はハンディキャップ有)
※個人戦

地図



会員家族親睦ボウリング大会参加者名簿

地区 支部

| | 氏 名 | 性別 年齢 | | 氏 名 | 性別 年齢 |
|---|--------|---------------|----|--------|---------------|
| 1 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 | 9 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 |
| 2 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 | 10 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 |
| 3 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 | 11 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 |
| 4 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 | 12 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 |
| 5 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 | 13 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 |
| 6 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 | 14 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 |
| 7 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 | 15 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 |
| 8 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 | 16 | (ふりがな) | 男性 女性 歳 |

FAX : (052) 722-0522

締 切 : 令和元年10月6日 (日)

令和元年9月1日

歯科技工所・歯科医院経営者の皆様

(一社) 愛知県歯科技工士会
副会長 小藤基晴
常務理事 今瀬大輔

DTキャリアナビ出展のお願い

拝啓 歯科技工所・歯科医院経営者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろのお仕事にお忙しい毎日をお過ごしのこととお察しします。そのような折に大変恐縮ながらお願いを申し上げねばなりません。

このDTキャリアナビも今回で11回目の開催となります。本年も10社の出店企業を目標としています。県内の歯科技工専門学校2年生、専攻科の生徒ほぼ100%の参加となり、これからの歯科技工業界を担う若者達にとって、社会へ出る為の準備、また、業界の現状やこれからの展望などを踏まえ、先輩としてのアドバイス、より専門分野の技工紹介等々皆様のお力添えが成長の場となります、大変無理なお願いとなるのですが、採用予定を取りあえず抜きにして皆様に参加をお願いいたします。学生たちに業界の姿を教える一助になればという趣旨も込められた企画であります。そのような所に軸足を置いてご参加いただければと思います。

何卒ご理解の上私どもの企画をご支援ください。

敬具

記

開催日 : 令和元年9月15日(日) 午前9時30分~12時30分
受付: 午前9時00分
場所 : 愛知県歯科技工士会館
住所 : 〒461-0040 名古屋市東区矢田2-13-15
TEL 052-722-0521
参加費 : 1ブース 4,000円

参加頂く場合は、FAXにて申込書をお送り下さいますようお願い申し上げます。

出展申込書

地区名 _____ 会員名 _____

歯科技工所名 _____

TEL _____ FAX _____

開設技工所番号 _____

締切: 令和元年9月11日(水)
FAX: (052) 722-0522

令和元年度 第 19 回 歯科技工所管理者等講習会のお知らせ

歯科技工所における歯科補綴物等の作成等及び品質管理指針

〔厚生労働省医政局長通知 医政発第 0318003 号 H17.3.18 付〕

に基づき、一般社団法人 愛知県歯科技工士会(以下「本会」)では、歯科技工所管理者への講習会「歯科技工所管理者等講習会」(後援 愛知県)を下記のように開催しますのでご出席下さい。
(「歯科技工士生涯研修 自由研修課程」申請済)

注意 受講者氏名等を愛知県に報告し、歯科技工所管理者に、「受講証」を発行します。

記

日 時 令和元年 11 月 17 日(日) 午前 10 時～12 時 (受付開始 9 時 30 分)
場 所 (一社)愛知県歯科技工士会館 名古屋市東区矢田二丁目 13 番 15 号
対 象 歯科技工所管理者・歯科技工士免許取得者
定 員 120 名(先着順) 【令和元年 11 月 14 日締め切り】
受 講 料 会員：無料
非会員：5,000 円
申込方法 下の申込用紙に氏名・住所等を記入の上、本会へ郵送又は FAX のこと。

管理者等講習会 講義内容

演題 1. 「歯科技工士法の留意点及び職務に係る通知等」

講師 愛知県保健医療局健康医務部健康対策課
歯科・栄養グループ 主事 尾崎公一郎氏

演題 2. 「ものづくり・商業・サービス連携補助金の活用を考える」

講師 有限会社 竹内総合研究所所長
中小企業診断士 竹内一浩氏

主催 (一社)愛知県歯科技工士会
後援 愛知県(保健医療局健康医務部健康対策課)
(公社)日本歯科技工士会

以上

本講習会のお問合せ先：一般社団法人 愛知県歯科技工士会
TEL (052) 722-0521 FAX (052) 722-0522

＜ 受 講 申 込 用 紙 ＞

受講者氏名 _____ 第 19 回管理者等講習会を受講します。

(○で選択のこと→) 管理者 勤務者 / 会員 (第 _____ 地区) ・ 未入会者

(注意：歯科技工所管理者の方は、本会発行「受講証」を発行しますので名称等省略しないこと)
(×ラボ → ○ラボラトリー 等)

事業所(勤務先)名称 _____

事業所(勤務先)住所 〒 _____

TEL _____ FAX _____

記入した個人情報は、本講習会に使用し、愛知県に報告いたします。

愛知県歯科技工士会会費に関して考察する委員会

会長 久野富雄

日頃は、会務にご協力頂き有難うございます。

さて、6月の代議員会においてご報告させて頂きましたように「会費に関して考察する委員会」を開催しました。

まず、数回にわたり会長を中心に常務理事以上で議論し取りあえずまとめ理事会にて協議させて頂きました。そして、本日、地区長副地区長会議において議論し地区に持って帰って考察していただきたいと思えます。

今回の会費に関して以下の点を注意点として考察しました。

1. 会員減少傾向において会費そのものを今値上げすることは、さらに退会者が増える要因につながるのでは（将来的には必要かもしれませんが）今回は見送りたい。
2. 会員を増やすことにおいて増収を考えていきたい
3. 現在の会員の比率は、自営者3：勤務者1であり勤務者の入会を促進したい
4. 学校卒業後、そのまま入会していただけるよう学校側とも強調しはいい環境を作りたい

以上

今後について

来月10月の地区長副地区長会議において地区の意見を頂き11月の理事会において審議議案とします。そして、令和2年3月の臨時代議員会において協議議案とし6月の定例代議員に審議議案として提案する予定です。

また、同時に規約審議委員会において同様の議案を提案する予定としたい。施行は、令和3年度を予定しております。

愛知県歯科技工士会の将来において大変重要な事であり皆様のご協力が必要です。宜しくお願い致します。

1. 自営者会費について

A. 自営者年会費 10000 円 現状です

B. 自営者年会費 30000 円
勤務者月会費 従業員 3 名の会費を無料にする
或いは 5 名の会費を半額にする

C. 自営者年会費 50000 円
勤務者月会費 従業員全ての会費を半額にする
従業員 10 名までの会費を無料にする

★B. Cの自営者会費の方は、特典としてホームページにおいてバナー
広告（求人情報）を無料で掲載可能です。

2. 卒後会員の会費について

★卒後 1 年間は、入会金無料

★卒後 1 年間は、月会費無料

★卒後 2 年目からの 2 年間（3 年まで）は、月会費 500 円

3. 入会金について

★自営者の開業年の入会金を 30000 円とする。以後、年 10000 円を加算
する。尚、規約を制定後 1 年間は、猶予する

★卒後 3 年間は、入会金無料

地区（支部）に対しての要望（提案）について

1. 卒後会員の所属および地区（支部）会費について

★卒後会員は、一旦、県技に所属し3年以内に地区を選択して所属する

★地区（支部）会費を再度考察いただき、また他の地区との情報交換などもおこないなるべく格差が生じないように考えて頂きたいと思えます。
勤務者が入会、継続しやすいよう配慮をお願い致します。

4. 会館管理費について

★会館管理費は、自営者と勤務者の差を設ける

例1) 自営者は、現行の700円から800円、勤務者は、400円とする

例2) 自営者は、現行の700円から1000円、勤務者は、200円とする。